

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成28年1月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	6件
国民年金関係	4件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500461 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500212 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 12 月 1 日の標準賞与額に係る記録を 35 万 2,000 円とすることが必要である。

平成 22 年 12 月 1 日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 55 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 22 年 12 月 1 日

A 社から育児休業期間中である平成 22 年 12 月 1 日に賞与が支給されたものの、会社が届出を忘れていたため、年金額に反映されていない。年金記録を訂正して年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

A 社から提出された請求者の支給明細書から、請求者は請求期間について 35 万 2,000 円を賞与として支給されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第 81 条の 2 の規定に基づく育児休業期間中（平成 22 年 \* 月 \* 日から平成 23 年 \* 月 \* 日まで）に係る請求者の厚生年金保険料の徴収免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、当該規定には、育児休業等をしている被保険者を使用している事業所の事業主が、年金事務所に申出を行ったときは、当該被保険者に係る保険料であって、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨定められている。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、事業主より提出された支給明細書の賞与支給額から、35 万 2,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500360号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500213号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年7月22日の標準賞与額を3万円、平成17年7月15日の標準賞与額を17万5,000円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和61年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成16年7月22日  
②平成17年7月15日

A社から請求期間①及び②に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の標準賞与額の記録がないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳の写しによると、請求者は請求期間①及び②にA社から賞与を支給されていたことが確認できる。

請求期間①について、A社の回答、請求者の陳述、請求者から提出された預金通帳の写し及び平成16年8月の給与明細書により、請求者は標準賞与額(3万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②について、A社の回答、請求者から提出された預金通帳の写し、平成17年1月から同年12月までの給与明細書、同年12月の賞与明細書及び同年の源泉徴収票により、請求者は、標準賞与額(17万5,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月22日及び平成17年7月15日について、請求者の標準賞与額の届出を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、

これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500319 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500214 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 15 年 12 月 25 日の標準賞与額を 8 万円、平成 16 年 12 月 20 日の標準賞与額を 2 万円、平成 17 年 12 月 26 日の標準賞与額を 6 万円、平成 18 年 12 月 20 日の標準賞与額を 13 万円に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月 25 日、平成 16 年 12 月 20 日、平成 17 年 12 月 26 日及び平成 18 年 12 月 20 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 12 月 25 日、平成 16 年 12 月 20 日、平成 17 年 12 月 26 日及び平成 18 年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

請求者のA社における平成 19 年 7 月 18 日の標準賞与額を 13 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 7 月 18 日の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 7 月 18 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 25 日  
② 平成 16 年 12 月 20 日  
③ 平成 17 年 12 月 26 日  
④ 平成 18 年 12 月 20 日  
⑤ 平成 19 年 7 月 18 日

A社に勤務した期間のうち、賞与を支給されたが厚生年金保険の賞与記録がない期間が複数ある。標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から④までについて、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表により、請求者は、請求期間①から④までにおいて、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された請求期間①から④までに係る賞与明細書及び人事記録等により、これらの同僚は、請求者と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①から④までの標準賞与額については、上記預金取引明細表、賞与明細書、人事記録及び課税庁から提出された給与支払報告書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年12月25日は8万円、平成16年12月20日は2万円、平成17年12月26日は6万円、平成18年12月20日は13万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成15年12月25日、平成16年12月20日、平成17年12月26日及び平成18年12月20日の請求者に係る賞与の届出や保険料納付について回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

オンライン記録によると、請求者の請求期間⑤における標準賞与額は、事業主からの届出により、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成21年10月22日付けで13万円と記録されたが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、当該標準賞与額については、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されているところ、当該期間について、金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表により、請求者は、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された請求期間⑤に係る賞与明細書及び人事記録等により、これらの同僚は、請求者と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間⑤の標準賞与額については、上記預金取引明細表、賞与明細書、人事記録及び課税庁から提出された給与支払報告書から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年7月18日は13万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月18日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に届出していることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年7月18日の賞与に係

る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500415 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500215 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額について、平成 17 年 12 月 12 日は 4 万 9,000 円、平成 18 年 7 月 10 日は 14 万 7,000 円、平成 18 年 12 月 11 日は 14 万 3,000 円に訂正することが必要である。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 12 日  
② 平成 18 年 7 月 10 日  
③ 平成 18 年 12 月 11 日

請求期間①から③までについて、A 社から賞与を支給されていたにもかかわらず、賞与の記録がないので記録を訂正して、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①については、請求者提出の預金通帳の写し及び同僚の賞与明細書から、請求期間②及び③については、請求者提出の平成 18 年分給与所得の源泉徴収票、預金通帳の写し及び同僚の賞与明細書から、請求者が A 社から当該期間に係る賞与（請求期間①は 5 万円、請求期間②及び③は 15 万円）を支給され、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は 5 万円、請求期間②及び③は 15 万円）に基づく厚生年金保険料を下回る厚生年金保険料（請求期間①は 3,483 円、請求期間②及び③は 1 万 450 円）が事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、前述の預金通帳の写し、同僚の賞与明細書及び平成18年分給与所得の源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は4万9,000円、請求期間②は14万7,000円、請求期間③は14万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500359号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500217号

## 第1 結論

請求者のA社における平成7年5月1日から平成9年5月26日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成7年5月から平成8年6月までの標準報酬月額を20万円から56万円とし、平成8年7月から平成9年4月までの標準報酬月額を20万円から50万円とする。

平成7年5月から平成9年4月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年5月1日から平成9年5月26日まで

A社における平成7年5月から平成9年4月までの報酬額と比べ、ねんきん定期便の標準報酬月額が異なっている。私はB業務担当役員をしており、当時、業績が悪く社会保険料の納付が遅れていたことは覚えているが、報酬額を減額された記憶はないので標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年5月から平成8年6月までは56万円、平成8年7月から平成9年4月までは50万円と記録されていたところ、平成9年5月16日付けで平成7年5月1日まで遡って20万円に引き下げられ、請求者が被保険者の資格を喪失した平成9年5月26日まで継続していることが確認できる上、同僚一人についても、同日付けで遡って標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の破産管財人から提出されたC社会保険事務所(当時)発出の「徴収決定済更正通知書」、「徴収決定済額取消通知書」及び「交付要求書」から、同社が平成9年5月26日に被保険者全員の資格を喪失したが、遡って報酬月額変更届が届出されたのを事由に厚生年金保険料等の徴収決定済額の取消、減額が行われたこと及び同社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、請求者は請求期間において取締役であ

ったことが確認できるが、元事業主は、i) 当時、経営が苦しく社会保険料も滞納しており、不渡りを出し会社を整理することになった、ii) 請求者はB業務担当であり、決定権はなく印鑑は社長である自分が管理し、事業整理に関する最終の決定・処分は全て社長自身が行った旨の陳述をしている上、当時の他の役員は、事業に係る決定は社長が一人で行っていたと思う旨陳述していることから判断して、請求者は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正に係る届出に関与していないものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成9年5月16日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、請求者について平成7年5月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年5月から平成8年6月までは56万円、平成8年7月から平成9年4月までは50万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500334 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500047 号

## 第1 結論

請求期間のうち、平成3年4月から平成9年3月までの期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

また、請求期間のうち、平成9年4月から平成13年3月までの期間及び平成13年5月から平成14年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和39年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 平成3年4月から平成9年3月まで  
② 平成9年4月から平成13年3月まで  
③ 平成13年5月から平成14年3月まで

私は、請求期間①において他県の大学に在学していたが、国民年金の加入手続については、学生が国民年金に強制加入することとされたため、実家があるA市の市役所で私が平成3年頃に行ったと思う。請求期間①の保険料については、年金記録では未納とされているが、当時は学生であったこともあり、毎年、同市役所で免除申請を行い、保険料を免除してもらっていたはずである。請求期間②及び③の保険料については、年金記録では免除とされているが、保険料を免除してもらおうと将来の年金額が少なくなるので、33歳からは毎年4月頃に1年分の保険料を金融機関で納付していたはずである。請求期間①の保険料が免除されていないこと、請求期間②及び③の保険料が納付済みとされていないことに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間①、②及び③を除く国民年金の加入期間において、保険料を全て納付しており、平成14年度以降においては、保険料を前納していることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれるほか、請求者が請求期間②及び③の保険料として納付したとする金額（1年分が15万円か16万円ぐらい）は、当時の1年度分の保険料の合計額とおおむね一致している。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号は、平成9年9月5日に初めて付番されており、この付番後、請求者は、基礎年金番号に基づき、請求期間①のうち、平成7年8月から平成9年3月までの保険料については、過年度保険料として、請求期間②及び③の保険料については、その保険料が免除されていなければ現年度保険料又は過年度保険料として、その保険料が免除されていれば追納保険料として納付する方法で、これら期間の保険料を納付することが可能であった。

しかしながら、請求期間①の保険料の免除について、請求者の基礎年金番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、上述のとおり、平成9年9月に付番されているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらないため、請求者の国民年金の加入手続は平成9年9月に初めて行われ、その際に、学生が国民年金の強制加入対象者とされた平成3年4月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。したがって、請求者は、請求期間①当時において国民年金に未加入であったことから、当該期間の保険料の免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

また、請求者は、請求期間①の保険料の免除申請を、毎年、A市役所で行っていた旨陳述しているところ、戸籍の附票によると、請求者の住所地は、請求期間①のうち、平成3年4月から平成6年8月まではB町（現在は、C町）であったことが確認できる。保険料の免除申請は、制度上、被保険者の住所地の市区町村で行うこととされているため、請求者の陳述は、制度上の取扱いとは相違している上、C町は、請求者が請求期間①当時に国民年金に加入し、保険料が免除されていた記録は、同町の年金システムにおいて確認できない旨の回答をしているほか、A市の国民年金被保険者名簿においても、請求期間①の保険料が免除されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求期間②及び③の保険料の納付について、当該期間は基礎年金番号導入以後の時期であり、この頃になると年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられるところ、A市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間②及び③の保険料が納付されていた形跡は確認できない。

加えて、上述のとおり、請求者は、基礎年金番号に基づき、請求期間①のうち、平成7年8月から平成9年3月までの保険料については、過年度保険料として、請求期間②及び③の保険料については、現年度保険料、過年度保険料又は追納保険料として納付する方法で、これら期間の保険料を納付することが可能であった。しかし、i) 請求者の主張は、毎年、1年分の保険料を納付していたとするものであり、遡って過年度保険料又は追納保険料として納付したとするものではないこと、ii) 請求期間①、②及び③については、延べ131か月（10年11か月）と長期間であり、請求者の主張に沿って、毎年、保険料の免除申請あるいは納付が行われていたとすると、複数回、複数年にわたり同様の事務処理誤りが生じていたこととなるところ、このような長期

間かつ複数年にわたる事務処理の全てに誤りが生ずる可能性は低いものとみられること、iii) オンライン記録において、請求期間①、②及び③に関して、不自然な記録の追加、訂正等の事務処理が行われた形跡は見当たらず、同一の基礎年金番号で管理されていた納付記録内において、部分的に記録が消失する可能性も低いものとみられることを踏まえると、請求者が請求期間①のうち、平成7年8月から平成9年3月までの期間、請求期間②及び請求期間③の保険料を現年度保険料、過年度保険料又は追納保険料として納付していたと推認することまではできない。

その上、請求者は、請求期間①の保険料は免除申請を行い、その後の請求期間②及び③の保険料は1年分ずつ納付していた旨の陳述をしているところ、オンライン記録における請求者に係る保険料の納付状況を見ると、平成9年度から平成13年度まで（平成13年4月を除く。）の保険料については、毎年、免除申請が行われ、保険料が免除されており、続く平成14年度から平成18年度までの保険料については、毎年、1年分の保険料が前納されていることが確認できる。これらを勘案すると、請求者は、平成9年度以降の保険料の免除申請が請求期間①に関するものであったと、平成14年度以降の保険料の前納が請求期間②及び③に関するものであったと、時期を取り違えている可能性も思慮される。

このほか、請求期間①のうち、国民年金手帳記号番号が制度上使用されていた時期（平成8年12月以前）について、請求者が当該期間の保険料を免除されていたことを示す関連資料及び免除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、請求期間①、②及び③のうち、基礎年金番号が制度上使用されている時期（平成9年1月以降）について、請求者の主張に沿い当該期間の保険料を免除されていたこと又は納付していたことが確実と認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

また、請求者が請求期間②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500342号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500048号

## 第1 結論

昭和55年\*月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年\*月から昭和60年3月まで

私は、20歳当時は大学生であり、昭和58年3月に大学を卒業するまではA町(現在は、B市)の実家を離れC市に、卒業後から昭和59年4月頃まではD市に住んでおり、昭和59年5月頃からはA町の実家に戻った。

国民年金の加入手続については、両親が適切に行ってくれ、保険料についても、私が就職先で年金制度に加入した昭和60年4月前まで両親(主に母親)が私の遠い将来のことを考えて納付してくれていたと思う。学生時代か卒業後か時期の記憶は曖昧であるが、父親から「国民年金は払っているから。」と聞いたことは、はっきりと覚えており、父親の私への思いを無駄にすることはできないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る請求期間の保険料を主に納付していたとする母親については、その夫(請求者の父親)が被用者年金制度の被保険者であったため、国民年金に任意加入被保険者として加入(昭和45年9月)しており、国民年金加入期間において保険料が全て納付されているなど、両親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、請求者は、請求期間のうちの一部期間、実家を離れていた旨の陳述をしているものの、戸籍の附票によると、請求者の住所地については、請求期間直後の昭和60年4月まで両親と同じくA町であったことが確認できることから、両親が、請求者に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を同町で行うことが可能であった。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は既に亡くなっており、請求者の加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金

番号（平成9年1月から使用されている制度共通の記号番号）は、平成9年1月時点で加入していた共済組合において付番されていることが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者に対しては、これまでに国民年金手帳記号番号（平成8年12月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）が払い出された形跡は見当たらず、請求者に係る国民年金の加入手続きが行われた形跡がうかがえない。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、両親は請求者に係る保険料を納付することができなかつたものとみられる。

さらに、請求者は、両親が適切に国民年金の加入手続きを行い、自身の保険料は母親の保険料と一緒に納付してくれていたかもしれないとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、母親については、昭和45年9月頃に国民年金の加入手続きが行われ、請求期間において継続して保険料が納付されていることが確認できる。しかし、請求者については、上述のとおり、これまでに国民年金の加入手続きが行われていた形跡は見当たらないため、母親とは状況が異なり、母親の保険料が納付されていることをもって、請求者に係る保険料が納付されていたと推認することはできない。

加えて、請求者は、時期は異なるが、兄も両親が保険料を納付してくれている話を学生時代に母親から聞いたことがある旨の陳述をしているところ、兄について、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録における年金記録を調べたものの、請求者の請求期間に係る保険料が納付されていたと推認できる事情を導き出すことができない。

このほか、両親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500369号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1500049号

## 第1 結論

昭和39年\*月から昭和42年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年\*月から昭和42年3月まで

私は、20歳に到達した昭和39年\*月頃に、A市役所から国民年金の加入案内通知が届き、当時勤務していた会社の社長の勧めもあって、同市役所B出張所で加入手続を行った。請求期間の保険料は、同出張所まで行って、月額100円から200円を納付し、国民年金手帳に代わるカード(色は覚えていないがハガキ大)に押印してもらっていたが、年金記録では未納期間とされている。

昭和50年9月にC町役場(現在は、D行政センター)で再加入手続を行った際、役場職員が新しい年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の「被保険者となった日」に、一旦、昭和50年9月1日と記載した後、請求期間当時の国民年金手帳を見て昭和39年\*月\*日に訂正しており、この時点では請求期間の保険料は納付済みであったと思う。

また、私が所持する国民年金手帳によると、昭和40年度及び昭和41年度の国民年金印紙検認記録欄と印紙検認台紙との間に割印が押され、印紙検認台紙が切り離されており、これは保険料を納付したことを示すものだと思う。

これまで、年金記録確認地方第三者委員会に2回申立てをしたが、いずれも当時、A市では保険料を納付するとカードに押印する方法で保険料の収納は行っていなかったとして、記録の訂正はできないとのことであったが、最近、友人と話したところ、友人の父親も同じ方法で保険料を納めていたことを聞いた。請求期間の保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において、請求期間を除き保険料の未納はなく、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる上、請求者が、請求期間において納付したとする保険料額(月額100円から200円まで)は、当時の保険料額と一致する。

また、請求者は、昭和39年\*月頃にA市役所から国民年金の加入案内通知が届き、

同市役所B出張所で加入手続を行ったとしているところ、i)「各市別 国民年金手帳記号番号割当一覧表」によると、請求者の手帳記号番号は、昭和39年11月に同市に割当てられた番号の一つであり、請求者の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）によると、請求者の手帳交付年月日は昭和40年12月とされていること、ii)「A市のお知らせ」（昭和40年10月号）によると、当時、同市において強制加入対象者で加入届をしていない者に対し、往復はがきにより「国民年金被保険者資格調査」を実施していたことが確認でき、これは請求者の同市役所から国民年金の加入案内通知が届いたとする記憶と符合していることから、請求者は、昭和40年12月頃に初めて国民年金加入手続を行い、この際に請求者が20歳に到達した昭和39年\*月に遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものと推認される。この加入手続時期を基準にすると、請求期間については、過年度保険料及び現年度保険料として納付することが可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間（昭和39年\*月から昭和42年3月までの\*か月）の保険料をA市役所B出張所で納付し、納付の都度、国民年金手帳に代わるはがき大のカードに押印してもらっていたとしており、最近、友人の父親も同様の方法で保険料を納付していたことを聞いたと陳述しているところ、i)同市は、請求期間当時、国民年金手帳に代わるカードによる保険料収納は行っていなかったとしていること、ii)日本年金機構E事務センターは、請求期間当時、国民年金手帳の交付は、通常、加入手続から1か月程度で交付しており、\*か月も国民年金手帳を交付しないことは考え難いとしていること、iii)請求者は、友人の父親について、請求期間当時は、F県に居住していた者であるとしていることから、請求者が請求期間の保険料を納付した事情を見いだすことはできない。

また、上述の国民年金加入手続時期（昭和40年12月頃）を基準とすると、請求期間のうち、昭和39年\*月から昭和40年3月までの保険料は過年度保険料として納付することが可能であり、請求者は請求期間の保険料をA市役所B出張所で納付したとしているところ、同市役所は、請求期間当時、同出張所に過年度保険料を取り扱う金融機関は入店していなかったとしていることから、請求者が当該期間の保険料を過年度保険料として納付したと推認することができない。

さらに、上述の国民年金加入手続時期を基準とすると、請求期間のうち昭和40年4月から昭和42年3月まで（昭和40年度及び昭和41年度）の保険料は現年度保険料として納付することが可能であったところ、請求者は、請求者が所持する国民年金手帳の昭和40年度及び昭和41年度の国民年金印紙検認記録欄と印紙検認台紙との間に割印が押され、印紙検認台紙が切り離されていることから、請求期間の保険料を納付したと陳述している。しかし、i)国民年金手帳の割印については、旧国民年金法施行規則第73条に基づき、保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金印紙検認記録欄と印紙検認台紙の切り離しを証明するために押印するものであったこと、ii)請求者の国民年金手帳の昭和40年度及び昭和41年度の国民年金印紙検認記録欄には、保険料を納付した場合に押印する検認印がないことから、請求者が昭和40年度及び昭和41年度の保険料を納付した事情を見いだすことができない。

加えて、請求者は、昭和50年9月にC町役場（現在は、D行政センター）で再加

入手続をした際、役場職員が新しい年金手帳の「国民年金の記録(1)」欄の「被保険者となった日」に、昭和 50 年 9 月 1 日と記載した後、請求期間当時の国民年金手帳を見て昭和 39 年\*月\*日に訂正しており、この時点では請求期間の保険料は納付済みであったと思うと陳述している。しかし、G 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿の「資格」欄には、請求者が主張する訂正がなされているものの、「徴集済記録欄」には、請求期間の保険料は未納と記録されているほか、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及び請求者が A 市から転居した後、国民年金に再加入した H 市の請求者に係る国民年金被保険者名簿においても請求期間の保険料は未納とされている。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500368 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500050 号

## 第1 結論

平成 14 年 10 月から平成 15 年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 19 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成 14 年 10 月から平成 15 年 9 月まで

私は、60 歳になった平成 16 年頃に A 市役所で年金記録を調べてもらったところ、平成 14 年 4 月以降の 7 年間分の保険料を納付すれば、年金を受け取ることができるようになるとの説明を受けた。その際、担当者から、約 3 年間分の納付書が発行されるが、保険料の納付順序を誤ると納付できなくなる可能性があるので、平成 14 年度分、平成 15 年度分と納付期限順に納付するよう、何度も念を押して言われた。

その後、請求期間の保険料については、受け取った納付書により、A 市に居住していた平成 17 年 3 月までの間に、B 銀行 C 支店で、納付期限順に、毎月、1 か月分か 2 か月分を納付していたにもかかわらず、未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 市役所が保管する請求者の国民年金被保険者資格取得届（申出）書によると、請求者の陳述のとおり、請求者が 60 歳到達後の平成 16 年 4 月 20 日に、同市役所で国民年金に任意加入する申出が行われており、同申出書の余白には、請求者に対して過年度保険料の納付書が 1 か月単位で発行される旨の記載が確認できる上、請求者に関しては、当該任意加入の申出時点で老齢基礎年金等の受給資格期間（原則として 300 か月以上の保険料納付済期間等が必要）を満たしておらず、請求期間の保険料を納付する必要性が高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の現在の年金記録を管理している基礎年金番号（平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号）は、請求者に対して昭和 40 年 5 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号（平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号）において平成 16 年

5月25日付けで初めて付番され、あわせて、同日に請求者に係る被保険者資格の記録整備が行われているため、この頃に請求者に対して請求期間及びその前後期間に係る過年度保険料の納付書が発行されていたものと推察される。このため、請求者は、請求期間の保険料を過年度保険料として納付することが可能であった上、請求期間の直前及び直後の保険料は納付済みとされているほか、請求期間は12か月と短期間である。

しかしながら、請求者は、請求期間の保険料を金融機関（B銀行C支店）で納付したとしているところ、当該金融機関は、平成14年度以降、国民年金の保険料は歳入金（国庫金）として取り扱うこととなり、金融機関が保管する控え等は残されておらず、保険料を納付する際にお客様に記載してもらう税金・公共料金等受付票は廃棄済（保存年限は1年）のため、事実を確認できるものは残っていない旨の回答をしていることから、請求期間の保険料が納付されていた事情を導き出すことができない。

また、請求者の主張に沿って請求期間の保険料を、毎月、1か月分又は2か月分ずつ納付したとすると、少なくとも複数回にわたる保険料の納付が順次行われていたこととなるが、その全ての事務処理において同様の誤りが繰り返し生ずる可能性は低いものとみられるほか、オンライン記録において、請求期間に関して、不自然な記録の追加、訂正等の事務処理が行われた形跡は見当たらず、同一の基礎年金番号で管理されていた納付記録内において、部分的に記録が消失する可能性も低いものとみられる。

さらに、上述のとおり、請求者に対しては、平成16年5月頃（A市居住期間中）に請求期間及びその前後期間に係る納付書が発行されていたものと推察されるものの、納付書・領収（納付受託）証書によると、請求期間直後（平成15年10月から平成16年1月までの期間及び平成16年4月から同年6月までの期間）の保険料については、平成16年5月頃に発行されていた納付書ではなく、平成17年11月10日（D市居住期間中）に発行された納付書を用いて各月の保険料が納付されていることが確認できる。このことを踏まえると、請求者は、何らかの事情により平成17年11月に納付書が発行されたことを契機に、請求期間直後の保険料から納付を再開し、当該納付書が発行された時点で時効が成立していた請求期間の保険料については、納付することができなかった可能性が思慮される。

加えて、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の納付に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を納付していたことが確実に認められる関連資料はなく、ほかに請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500347 号  
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500216 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 4 月 16 日から平成 7 年 4 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、請求期間中は専門学校に在学し、アルバイト進学として A 社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者となっていない。厚生年金保険に加入していたはずなので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間において A 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の回答及び請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間当時、同社で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者の請求期間に係る雇用保険被保険者記録はなく、A 社は、請求期間当時の給与台帳等の資料を保管していない旨回答しているが、同社の事務担当者は、社会保険資格取得時の記録は創業時から保管しているところ、請求者に関する記録はない旨陳述している。

また、前述の同僚は、請求者の勤務形態はアルバイトであり、社会保険の加入はなかったと記憶している旨陳述しているところ、A 社の複数の経理担当者は、i) 従業員自身の希望により社会保険に加入しない場合があった、ii) 専門学校に在学中の者はパート・アルバイトとして取り扱っており、社会保険には加入させなかった旨回答及び陳述していることから、請求期間当時、同社では全ての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者

が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500338 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500218 号

## 第 1 結論

昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 4 月 1 日までの請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 61 年 3 月 27 日から昭和 62 年 4 月 1 日までの請求期間について、請求者の B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月 1 日から昭和 59 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 61 年 3 月 27 日から昭和 62 年 4 月 1 日まで

私は、請求期間①については A 事業所に、請求期間②については B 事業所に、それぞれ住み込みで見習をしていたが、両事業所共に厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①について、雇用保険の記録から請求者が A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所台帳によると、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C 保健所によると、A 事業所は平成 5 年 3 月 31 日に廃止されており、当時の事業主も特定することができない上、請求者は同事業所の同僚について氏名を記憶していないことから、請求期間における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

請求期間②について、請求者は見習として勤務していた旨陳述しているところ、B 事業所の事業主と一緒に撮ったものであるとして請求者から提出された写真には請求者が写っていることから、期間は特定できないものの請求者が同事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B事業所は昭和54年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間において同事業所が適用事業所であった記録は確認できない。

また、D保健所によると、B事業所は平成15年12月31日に廃止されており、当時の事業主とは連絡が取れない上、請求者は同事業所の同僚について氏名を記憶していないことから、請求期間における厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。